

# 主な論点について

# 支援対象者の要件等について

(進学前の学習意欲及び  
進学後の学修状況の確認)

## 新しい経済政策パッケージ(抄)

### (支援対象者の要件)

支援対象者については、高校在学時の成績だけで判断せず、本人の学習意欲を確認する。他方、大学等への進学後については、その学習状況について一定の要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとする。具体的には、大学等に進学後、単位数の取得状況、GPA（平均成績）の状況、学生に対する処分等の状況に応じて、支給を打ち切ることとし、これを内容とする給付要件を定める（※）。

※例えば、①1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位数しか取得していないときや②GPAが下位4分の1に属するときは、当該学生に対して大学等から警告を行い、警告を連続で受けたときは支給を打ち切る。③退学処分・停学処分等を受けたときは、支給を打ち切るといった指標が考えられる。その際、休学について一定の配慮を行うよう検討する。

### (支援措置の対象となる大学等の要件)

③成績評価基準（※）を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表していること

※成績評価を客観的かつ厳格におこなうために、学習成果の評価に関して定める学内の基準。例えば、「特に優れている（S）」という評価を得るには、試験やレポート等による成績が90点以上、あるいは成績最上位20%程度であることが必要などと規定されている。

- 今回の支援措置は、支援を受けた子供たちが大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目的としていることから、支援対象者について、高校在学時の成績だけで判断せず、大学等への入学前の学習意欲を確認した上で、進学後、学習状況について一定の要件を課し、これに満たない場合には支給を打ち切ることとしている。

また、このような仕組みを機能させるための前提として、対象機関要件の一つとして成績評価基準を定めるなど厳格な成績管理を行い、教育の質を確保しつつ、その状況を公表することとされている。

## 主な論点

### (進学前の学習意欲の確認)

- 本人の学習意欲を確認する方法としては、成績のみならず、進学の意欲や目的等を確認・評価することが必要であり、高等学校等がレポートの提出や面談等により本人の状況を十分に確認することとしてはどうか。

(進学後の学修状況の確認)

- 進学後の給付継続要件として、「1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位数しか取得していないときやGPAが下位4分の1に属するときには警告を行い、警告を連続で受けたときは支給を打ち切る。」といった指標が例示されているが、具体的にどのような場合に支給を打ち切ることとするか。
- 単位制を採用しない専門学校や、中学校卒業後5年一貫の教育課程による高等専門学校など、修得単位数やGPAを導入しておらず基準とできない学校について要件をどのように設定するか。
- 短期高等教育機関について、給付継続の要件をどう考えるか。特に、2年制以下の課程については、警告を連続で受けた時点で卒業することとなるので工夫が必要ではないか。
- パッケージに記載された要件のほか、現行の給付型奨学金の支給継続要件として学業成績、人物、経済状況に関する基準があり、これらの要件について、毎年度の給付継続の判断に当たっては、JASSO及び大学等において的確に審査を行っていく必要があるのではないか。
- 休学についての配慮をどのように考えるか。

# 実務経験のある教員による科目の 配置について

## 新しい経済政策パッケージ(抄)

(支援措置の対象となる大学等の要件)

①実務経験のある教員による科目の配置が一定割合を超えていること (※)

※例えば、①実務経験のある教員（フルタイム勤務ではない者を含む）が年間平均で修得が必要な単位数の1割以上（理学・人文科学の分野に係る要件については、適用可能性について検証が必要）の単位数に係る授業科目を担当するものとして配置されていることといった指標が考えられる。

○ 急速に変わりゆく社会で自立し、活躍できる人材を育成するうえで、人文社会・自然科学といった教育分野の違いにかかわらず、学問追究の観点とともに、実際の社会のニーズに対応した経験に基づく実務の観点を踏まえた教育の実施が求められる。このような趣旨から、実務経験のある教員による科目の配置が一定割合を超えていることを要件とし、それぞれの教育分野の特性に応じて、実社会のニーズや変化に対応した授業科目が配置され、学生がそれらを履修し得る環境が整っていることを求めるものである。

## 主な論点

○ 「実務経験のある教員による科目」の範囲をどうするか。どのような場合に実務経験を授業に活かしていると考えるか。

(典型例として考えられるもの)

- ・ 産業界の技術者や研究者が現場の技術を実習形式で指導する授業
- ・ 経営者、経営コンサルタントが組織行動論の観点で講義する授業
- ・ ジャーナリストや非営利法人関係者等が社会の構造的な変化について学生と対話を中心として行う授業
- ・ 福祉や教育、カウンセリングの現場で様々な課題に直面している専門家がその経験を活かして専門職養成のための授業科目を担当している場合
- ・ 小・中・高校で教員経験がある者が教員養成課程でその経験を活かして授業科目を担当している場合
- ・ 国や地方公共団体において行政施策の立案に携わったことのある者が、その実務経験を活かして公共政策の授業を担当している場合

- 実務経験の内容や期間、形態(常勤・非常勤)、実務経験後の経過期間については、それぞれの職務分野や授業科目との関係に多様な形があることを踏まえた上で、一律の基準ではなく、一定の考え方を示すこととしてはどうか。
- 同一の学校種での教員経験は、この場合の「実務経験」に該当しないものとして整理してはどうか。
- 博士課程修了後の公的機関等における研究者としての経験は、大学等における研究と業務内容が近接していることもあり、「実務経験」に該当しないものとして整理してはどうか。
- 実務経験のある教員が授業を担当しない場合であっても以下のような場合は社会のニーズを踏まえた実践的教育と考えられることから対象としてはどうか。
  - ・ オムニバス形式で授業の一部を実務家が担当する場合
  - ・ 学外でのインターンシップや実習、研修を授業の一環として位置付けている場合
- 「科目の配置が一定割合を超えていること」についてどう考えるか。

この要件については、学部等の単位での確認の上、すべての学部等が要件を満たす場合に当該大学が要件を満たしたと考えるか。また、全学的に共通する科目と専門科目の取扱についてどのように考えるか。さらに、理学・人文科学の分野に係る要件については、その学問分野の特性を踏まえどのように考えるか。
- 大学以外の学校種についても上記と同様の考え方でよいか。

# 外部人材の理事への任命について



## 新しい経済政策パッケージ(抄)

(支援措置の対象となる大学等の要件)

②外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること (※)

※例えば、②理事総数の2割を超える数以上の理事に産業界等の外部人材を任命していることといった指標が考えられる。

- 大学等は、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、その特色や強みを活かしながら、急速に変わりゆく社会で活躍できる人材を育成することが求められている。このため、大学等における業務執行上重要な役割を有する理事に一定割合以上の外部人材を任命することにより、社会のニーズを踏まえた経験や、大学運営にとって有意義な知見が直接大学に活かされるようにするものである。
- なお、国私立大学については、現行制度上、理事に少なくとも1人の外部人材を含めることとされている。
- この点については、多様性を受け止めるガバナンスを推進していくため2人以上の外部理事を登用することが中央教育審議会における大学改革の議論においても検討されている。

## 主な論点

- 現行の学外理事制度を踏まえつつ、客観的・複眼的な外部の視点からの意見を大学運営に一層反映できるようにするため、例えば、2人以上の外部人材を理事に任命することについて、中央教育審議会において議論されており、理事総数が多い場合には2割超とすべきといった意見も委員から示されているが、今回の支援対象となる大学等の要件はどう考えるか。
- 国立大学については、各大学ごとに理事数が2人から8人の間で法定されている。上記の趣旨を踏まえ、外部人材の任命についてどのように考えるか。その際、理事総数が3人以下の少数の場合にはどのように考えるか。  
また、理事に関して規定されている現行の法令を改正する必要があるか。

- 私立大学については、法令上5人以上の理事を置くこととされ、寄附行為において理事数を定めることとされているが、上記の趣旨を踏まえ、外部人材の任命についてどのように考えるか。
- 公立大学法人化されている公立大学については、理事に外部人材を含めることは制度化されていないが、上記の趣旨を踏まえ、外部人材の任命についてどのように考えるか。
- 外部理事の役割は、社会のニーズを踏まえた経験や多様な分野における知見を大学運営に生かすことであり、各大学等において当該外部理事に期待する役割や選任理由を明確にしておくことが必要ではないか。  
外部人材は、大学を取り巻く環境・課題に応じて適切な役割を果たせる者を登用することが必要ではないか。  
※ 現行制度においては、選任の際現に当該法人の役員又は職員でない者とされている。  
※ 私立大学等については、現行制度において、理事のうちには、理事の配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれてはならないこととされている。
- 理事制度がとられていない地方公共団体立や、個々の学校には理事会がない国立高等専門学校についてはどのように考えるか。また、私立専門学校には、学校法人・準学校法人ではない法人や個人等が設置主体になっているものがあるが、これらについてどのように考えるか。

# 厳格な成績管理の実施・公表について

## 新しい経済政策パッケージ(抄)

(支援措置の対象となる大学等の要件)

③成績評価基準(※)を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表していること

※成績評価を客観的かつ厳格におこなうために、学習成果の評価に関して定める学内の基準。例えば、「特に優れている(S)」という評価を得るには、試験やレポート等による成績が90点以上、あるいは成績最上位20%程度であることが必要などと規定されている。

- 今回の支援措置は、支援を受けた子供たちが大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目的としていることから、支援対象者について、大学等への進学後、学習状況について一定の要件を課し、これに満たない場合には支給を打ち切ることとしている。

このような仕組みを機能させるための前提として、対象機関要件の一つとして成績評価基準を定めるなど厳格な成績管理を行い、その状況を公表することとされている。

## 主な論点

- 厳格な成績管理の実施・公表については、教育の質保証を進める中でも重要である一方で、支援対象者の要件を確認することができるような内容とすることが必要であるが、具体的な内容をどう考えるか。何を実施していれば「厳格」に行っていると認めることができるか。

(成績管理として必要な取組例)

- ・ 授業計画(シラバス)が作成され、科目の到達目標、授業形態、成績評価の方法・基準が提示・公表されている。
- ・ 成績評価において、GPAなどの客観的な指標を設け、上記基準に従って適切に実施し、公表に努めている。
- ・ 試験を行うなど適切な方法により学習の成果を評価して単位を与えている。
- ・ 卒業認定に関する方針・基準を定め、公表するとともに、適切に実施されている。

# 財務・経営情報の開示について

## 新しい経済政策パッケージ(抄)

(支援措置の対象となる大学等の要件)

④法令に則り財務・経営情報を開示していること

- 授業料の減免措置については、大学等に交付することとし、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようにするとされている。
- 大学等は、減免措置に係る授業料を公費から交付され、会計上の処理を行うこととなるため、法令に則り財務・経営情報の開示を求めることにより、財務・経営面での透明性を確保する必要がある。  
また、教育の質が確保されず大幅に定員を割るなど経営に問題がある大学等がある中で、こうした大学等への救済とはならないよう、学生が安心して質の高い高等教育を受けられる環境を整える観点からも財務・経営情報の開示などの取組が必要。

## 主な論点

- 各設置者ごとにそれぞれ定められている法令に則り、財務・経営情報を開示していることを要件としつつ、法令上、財務・経営情報の開示について定めのない設置者については、財務・経営面での透明性を確保する観点から、事業報告のほか資産・負債や収支の状況を開示することを求めることとしてはどうか。また、学生が安心して質の高い高等教育を受けられる環境を確保する観点から、入学者受け入れ、教育課程の編成・実施、卒業の認定に関する方針や、進学や就職に関する状況など法令に則り教育研究活動等の状況も開示することを求めることとしてはどうか。

※現在、学修成果等の情報公開の在り方について中教審において検討中。

- 専門学校については、職業実践専門課程として認定を受けている場合を今回の枠組みの中でどのように評価していくか。特に、情報開示と学校評価の取組に関して公的資金を活用するに際して内容や外部性の確保についてどのように考えるか。
- 学校法人については、利害関係人から請求があった場合に、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないとされているが、従来から国においてホームページ等での一般公開に向けた積極的な取組を促進しており、多くの国民が知り得るような取組を行うこととを求めることとしてはどうか。